

一宮町告示 第17号

地方税法第411条第1項の規定に基づき、令和5年度固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録したので、同条第2項の規定によりここに告示する。

令和5年3月30日

一宮町長

馬淵昌久

